

証券コード 9159
2026年9月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前5丁目28番5号
株 式 会 社 W T O K Y O
代表取締役 村 上 範 義

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.w-tokyo.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にある2次元コードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

2次元コードは
議決権行使書用紙に
ございます

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「W TOKYO」又は「コード」に当社証券コード「9159」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年9月24日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセス、又は総会ポータル(<https://www.soukai-portal.net>)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。スマートフォンによる議決権行使につきましては、議決権行使書用紙に記載の2次元コードを読み取りの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。書面（郵送）による議決権の行使において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【複数回議決権行使された場合】

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2026年9月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区神宮前5丁目31
TRUNK (HOTEL) 3階 SORANIWA
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第11期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 取締役3名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 監査役3名選任の件 |

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告：「会社の現況」 主要な営業所、使用人の状況、主要な借入先の状況
「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- ② 計算書類：個別注記表

なお、監査役及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

●書面郵送による議決権行使



当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限 2026年9月24日（木曜日）午後7時必着

●インターネットによる議決権行使



次頁をご参照の上、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2026年9月24日（木曜日）午後7時まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご覧ください。>>>

●当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2026年9月25日（金曜日）午前10時

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社（以下）までお問い合わせください。

- (1) インターネットによる議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-652-031 （9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-782-031 （平日9：00～17：00）

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年9月24日（木曜日）午後7時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

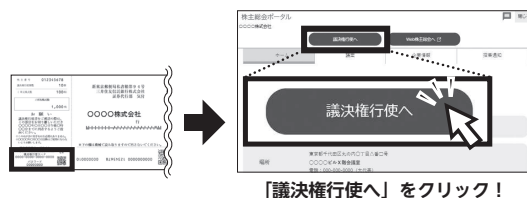
以下のURLより議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」「パスワード」をご入力の上、アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

(1) 商号の変更

当社は、TOKYO GIRLS COLLECTION（以下、「TGC」という。）で培った独自のプロデュースノウハウやネットワークを活かし、付加価値を創造し続けるブランディングカンパニーとして事業を運営してまいりました。今後は、当社の最も重要なIP（知的財産）であるTGCのブランド価値の一層の向上、世の中に存在するさまざまなIPを結びつけ新たな価値を創造する共創プラットフォームの構築、あらゆるIPの成長を支援するエージェンシー事業の推進等を通じ、持続的な成長を実現する「IPプラットフォーム企業」への変革を図るため、商号を「株式会社W TOKYO」から「株式会社TGC IP Group」へ変更することとし、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、本変更は、2027年1月1日に効力が生じるものとし、その旨の附則を設けるとともに、当該附則につきましては、当該効力発生日の経過後削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は、変更部分)

現行定款	変更案
(商 号) 第1条 当社は、株式会社W TOKYOと称し、英文ではW TOKYO Inc.と表示する。 (新 設)	(商 号) 第1条 当社は、株式会社TGC IP Groupと称し、英文ではTGC IP Group Inc.と表示する。 附 則 第1条（商号）の変更は、2027年1月1日に効力が生じるものとする。なお、本附則は、第1条（商号）の変更の効力発生をもってこれを削除するものとする。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役4名全員が、本株主総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役3名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	むら かみ のり よし 村 上 範 義 1981年 4月16日生	2004年 4月 (株)リクルートメディアコミュニケーションズ（現 (株)リクルート）入社 2004年 5月 (株)ゼイヴェル（現(株)ブランディング）入社 2009年 5月 (株)F1メディア（(株)W mediaに商号変更後、(株) TOKYO GIRLS COLLECTION（現当社）との吸収 合併により消滅）入社 2014年 9月 同社 代表取締役就任 2016年 9月 (株)TOKYO GIRLS COLLECTION（現 当社）代表 取締役就任（現任） 2019年 5月 (株)W 代表取締役就任（現任） 2023年12月 (株)YOAKE entertainment 取締役就任（現任） 取締役候補者とした理由 プロデューサーとしてTOKYO GIRLS COLLECTIONを立ち上げ、 代表取締役就任以降も当社の広範かつ複雑な事業領域における経営 方針や事業戦略において極めて重要な役割を果たしております。今 後の更なる当社の成長のために適任であることから引き続き取締役 候補者としております。	626,200株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	あお き みつる 青 木 充 1972年 8月28日生	1997年 4月 (株)リクルート入社 2008年 4月 (株)ゼイヴェル (現 (株)ブランディング) 入社 2010年 6月 (株)F1メディア (株)W mediaに商号変更後、(株) TOKYO GIRLS COLLECTION (現 当社) との吸 収合併により消滅) 取締役就任 2011年10月 吉本興業(株) 入社 2017年 4月 (株)よしもとクリエイティブ・エージェンシー (現 吉本興業(株)) 取締役就任 2018年 3月 当社 取締役COO就任 (現任) 2020年 7月 (株)W lab (現 (株)TGC Social lab) 代表取締役就任 2025年 7月 同社 取締役就任 (現任) 取締役候補者とした理由 TOKYO GIRLS COLLECTION黎明期より参画し、エンタテインメ ント業界全般における豊富な知見を活かし、事業領域全般の執行責 任者として事業成長に重要な役割を果たしております。このような 経験・実績は当社の今後の企業価値向上に資すると判断し、引き続 き取締役候補者としております。	0株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	井上北斗 1980年 1月27日生	2004年4月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社 2015年7月 (株)SHV 代表取締役就任(現任) 2018年9月 当社 社外取締役就任(現任) 2019年3月 (株)ブロードエンタープライズ 社外取締役就任(現任) 2022年9月 (株)アイ・グリッド・ソリューションズ 社外取締役就任(現任) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 外資系証券会社における投資銀行部門においてM&A等の豊富な実務経験を有するとともに複数の事業会社において取締役を歴任しており、その豊富な知見を活かし独立的、客観的な立場から経営意思決定全般において意見をいただいております。今後も当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。	600株

(注)

- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 井上北斗氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって8年となります。
- 井上北斗氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- 当社は、井上北斗氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約に基づく責任の限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、保険会社との間で取締役及び監査役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしています。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為又は法令違反を認識しながら行った行為に起因する場合等については、上記保険契約の補償対象外とする等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約は各候補者の任期途中である2026年11月中に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員が、本株主総会終結の時をもって任期満了となるため、監査役3名（うち社外監査役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 生年月日	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所有する 当社の株式数
1	木 村 泰 士 1972年 12月10日生	1996年 4月 三菱商事(株) 入社 2002年10月 中央青山監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所 2004年 1月 Ernst & Young LLP ニューヨーク事務所 入所 2008年 7月 米国公認会計士（ニューヨーク州）ライセンス取得 2009年 1月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2013年 1月 縄文アソシエイツ(株) 入社 2016年 4月 (株)Ocean Savage設立 代表取締役CEO就任（現任） 2018年12月 (株)リクルートエグゼクティブエージェント 入社 2024年 9月 当社 監査役就任（現任） 社外監査役候補者とした理由 国内外の監査法人勤務経験により培われた専門的な監査の知識や事業会社での幅広い経験を当社の監査に反映し、今後も当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外監査役候補者いたしました。	0株

候補者 番号	氏名 生年月日	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
2	なみ き やす お 並 木 安 生 1973年 9月16日生	1996年11月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2004年 1月 税理士法人トーマツ（現 デロイト トーマツ税理士法人）入所 2008年 2月 並木安生会計税務事務所（現 共同会計事務所すいらんコンサルティング）開業（現任） 2008年 5月 (有)並木（現 並木財務アドバイザー(有)）代表取締役就任（現任） 2015年 7月 (株)TOKYO GIRLS COLLECTION（現当社）監査役就任（現任） 社外監査役候補者とした理由 公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査に反映し、今後も当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外監査役候補者いたしました。	2,000株

候補者 番号	氏名 生年月日	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
3	はら ぐち ゆう こ 原 口 侑 子 1982年 10月14日生	2008年12月 森・濱田松本法律事務所 入所 2010年10月 原口五反田法律事務所 開設 2018年 3月 当社 監査役就任（現任） 2018年 9月 野中・瓦林法律事務所 入所 2021年 7月 宮村・井桁法律事務所 入所 2023年10月 One Asia法律事務所 入所（現任） 社外監査役候補者とした理由 弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査に反映し、 今後も当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断 したため、引き続き社外監査役候補者いたしました。	100株

(注)

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村泰士氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。並木安生氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって11年となります。原口侑子氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって8年となります。
3. 木村泰士氏、並木安生氏及び原口侑子氏は、社外監査役候補者であります。また、当社は各候補者を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各候補者の選任が承認された場合は引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、木村泰士氏、並木安生氏及び原口侑子氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約に基づく責任の限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。各候補者が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、保険会社との間で取締役及び監査役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしています。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為又は法令違反を認識しながら行った行為に起因する場合等については、上記保険契約の補償対象外とする等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は各候補者の任期途中である2026年11月中に同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年7月1日～2026年6月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境などの改善が緩やかな回復基調を支える一方で、中東やウクライナにおける紛争の長期化、諸外国の政策動向や物価上昇の継続などにより依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社では引き続きTOKYO GIRLS COLLECTION（以下、「TGC」という）のブランドを活かした独自のプロデュースノウハウを軸に、ヒト・モノ・コト・地域をさらに輝かせ、その価値を最大化していくことをミッションとして既存事業の深耕と収益基盤の多角化に注力してまいりました。

TGCプロデュース領域では、ブランド価値創造の源泉たる事業として、2025年9月に「第41回 マイナビ 東京ガールズコレクション 2025 AUTUMN/WINTER」、2026年3月に「第42回 マイナビ 東京ガールズコレクション 2026 SPRING/SUMMER」を開催し、協賛枠及び来場者チケットの完売等により当社の収益基盤として貢献しました。また、地方創生プロジェクトも活性化しており、当事業年度は2025年10月「TGC KITAKYUSHU 2025 by TOKYO GIRLS COLLECTION」（福岡県北九州市）、2025年12月「ヒロマツホールディングス presents TGC HIROSHIMA 2025 by TOKYO GIRLS COLLECTION」（広島県広島市）、2026年1月「SDGs推進 TGC しずおか 2026」（静岡県静岡市）、2026年2月「Samsung Galaxy presents TGC in あいち・なごや 2026」（愛知県名古屋市）の計4都市でTGCを開催しました。さらに、海外への市場拡大施策として、2025年7月に「Kao presents TGC Jakarta 2025」（インドネシア・ジャカルタ）、2026年3月に「Acecook presents TOKYO GIRLS COLLECTION in VIETNAM 2026」（ベトナム・ホーチミン）を開催し、ジャパンカルチャーの発信を行ってまいりました。

このほか、シティプロモーションとして「“さばえアクション∞” コレクション produced by TGC」（福井県鯖江市）、「EDOGAWA ストリートダンスチャレンジ 2025 supported by LDH JAPAN」「INTERNATIONAL SDGs FES in EDOGAWA 2025 supported by TGC」（いずれも東京都江戸川区）、「GAMA LOVE FES 2025」（愛知県蒲郡市）における「MIKAWA PALETTE produced by TGC STAGE」等、地方自治体のニーズに合わせた多岐にわたる手法によりシティプロモーションを実施しました。2026年5月には伊勢御遷宮委員会、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構と連

携し、TGCが有する発信力やプロデュースノウハウを活用した、第63回神宮式年遷宮の若年層に向けた機運醸成の取り組みの第一弾として、「第一次お木曳（おきひき）行事」に参画いたしました。そのほか、TGCのプロデュースノウハウや発信力を活かした企業・サービスのプロモーション・プロデュース事業も引き続き実施しております。この結果、TGCプロデュース領域の売上高は3,442百万円（前事業年度比14.8%増）となりました。

コンテンツプロデュース・ブランディング領域では、イオンフィナンシャルサービス株式会社との事業提携による「TGC CARD」利用者の決済額等に基づくロイヤリティの受領、株式会社大創産業とのコラボレーション商品の開発に基づくロイヤリティの受領、「TGC teen 2025 Summer」「TGC KIDS フェス 2025」「TGC Night 2025」「TGC AUDITION 2026」の開催等、東京ガールズコレクションのブランド力やネットワークを活かし新たな価値を創造することにより収益基盤が多層化しております。また、アーティスト・タレントのキャスティングとクリエイティブ制作を組み合わせた顧客商材のブランディング案件で比較的大型契約のサービス提供開始があった影響により、堅調に推移しております。その結果、コンテンツプロデュース・ブランディング領域の売上高は905百万円（前事業年度比4.2%増）となりました。

なお、サービス領域別の状況は次のとおりであります。

サービス領域別売上高

事業区分	第 10 期 (2025年6月期) (前事業年度)		第 11 期 (2026年6月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
TGC プロデュース領域	2,998百万円	76.4%	3,442百万円	78.7%	443百万円	14.8%
コンテンツプロデュース・ ブランディング領域	868百万円	22.1%	905百万円	20.7%	36百万円	4.2%
デジタル広告領域	57百万円	1.5%	27百万円	0.6%	△30百万円	△52.5%
合 計	3,925百万円	100.0%	4,375百万円	100.0%	450百万円	11.5%

あらゆる社会課題や企業・サービスのブランディングのニーズに対して当社が提供できるソリューションは拡大しているものの、人件費の上昇、物価の高騰が継続しており、結果として売上原価率が上昇しました。また、既存従業員の賃金ベースアップの実施や中途採用の拡大など、中長期的な事業成長を見据えた人的資本投資に引き続き注力していることから、販売費及び一般管理費も増加しましたが、増収効果により営業利益、経常利益、当期純利益はいずれも前事業年度実績を上回ることとなりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高4,375百万円（前事業年度比11.5%増）、営業利益398百万円（同13.4%増）、経常利益394百万円（同15.5%増）、当期純利益251百万円（同45.5%増）となりました。

また、当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、調整後営業利益、調整後当期純利益を採用しております。これらの指標は、当社のTOKYO GIRLS COLLECTIONというブランド価値を活用した社会への価値提供の程度、また当社における経営の効率性を測るためのものとして適切であると考えております。

（調整後利益の計算方法）

調整後営業利益＝営業利益＋のれん償却額＋商標権償却額

調整後当期純利益＝税引前当期純利益＋のれん償却額＋商標権償却額－想定税金費用（※1）

※1 想定税金費用＝法人税、住民税及び事業税＋法人税等調整額＋商標権償却額×実効税率（課税所得が発生する場合）

当事業年度の調整後営業利益は561百万円（前事業年度比9.0%増）、調整後当期純利益は387百万円（同25.4%増）となりました。なお、調整後営業利益、調整後当期純利益については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は8百万円で、その主なものは、「Esprit Beauty by TGC南青山店」の開店にかかる内装工事・什器備品・HP制作費など合計8百万円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において重要な資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2023年 6 月期)	第 9 期 (2024年 6 月期)	第 10 期 (2025年 6 月期)	第 11 期 (当事業年度) (2026年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	3,616	3,957	3,925	4,375
経 常 利 益 (百万円)	620	496	341	394
当 期 純 利 益 (百万円)	406	327	173	251
1 株当たり当期純利益 (円)	165.59	123.20	64.58	96.64
総 資 産 (百万円)	3,122	3,098	2,586	3,102
純 資 産 (百万円)	1,270	1,652	1,571	1,826
1 株当たり純資産 (円)	490.93	610.24	602.85	700.22

(注) 当社は、2023年 2 月 6 日開催の取締役会決議により、2023年 3 月 4 日付で普通株式 1 株につき 20 株の割合で株式分割を行っております。第 8 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社の展開する TOKYO GIRLS COLLECTION ブランドは、2005 年より通算 42 回にわたる開催実績の蓄積及び継続的投資により、圧倒的な認知度・ブランド力・発信力を誇る、青年層と社会課題をつなぐ架け橋となるプラットフォームへ進化してまいりました。

当社は、今後の成長戦略として、TOKYO GIRLS COLLECTION のブランド力・発信力を最大限に活用し、今まで培ってきたノウハウとネットワークを活かし、あらゆるヒト・モノ・コト・地域を世の中にフィットさせたかたちで、それらの魅力がより輝くようにコンテンツプロデュース・ブランディングを行い、これらを通じて利益率の高い収益基盤の強化に努めてまいります。TOKYO GIRLS COLLECTION のブランド力・ネットワークに魅力を感じる顧客に対しては、TOKYO GIRLS COLLECTION 以外のコンテンツプロデュース・ブランディングの機会も提供しうるため、顧客数の増加に連動して事業成長が可能となります。

当社は、将来にわたって成長を継続させ、企業価値の向上を実現するために、以下の課題に積極的に対処してまいります。

① TOKYO GIRLS COLLECTIONブランドの更なる価値向上

TOKYO GIRLS COLLECTIONブランドは、2005年より20年以上にわたる開催実績の蓄積と時代の変化に合わせたコンテンツの研鑽に努めてきた結果、他社の模倣や追従が困難といえる強固なブランド力を確立してまいりました。引き続き当社事業の中長期的な成長戦略を実現していくために、常に青年層のニーズや時代の潮流を反映したコンテンツを企画し、継続的にブランド価値を高めるとともに、その価値を最大限に活用した事業展開に努めてまいります。

② 他社及び地方自治体との提携

当社はTOKYO GIRLS COLLECTIONのブランド価値を活用し、異なる強みを持った企業との提携を積極的に展開しており、当社と提携先の持つ経営資源を融合することにより、TOKYO GIRLS COLLECTIONのブランド価値の更なる向上という相乗効果を生み出すことが可能となります。

また、当社はTOKYO GIRLS COLLECTIONの地方開催やその他シティプロモーションにより、地方自治体との連携を積極的に展開しております。これらの活動は、当社固有のノウハウ・ネットワーク及びTOKYO GIRLS COLLECTIONのブランド力を活用することにより、それぞれの地域のニーズ・社会課題に応じた取り組みを再現性高く、日本全国の1,700を超える自治体を対象に、効果的・効率的に展開することが可能となります。

今後の成長戦略においては、2026年3月に資本業務提携契約を締結したSBIホールディングス株式会社をはじめとして他社との提携による事業シナジーの創出及び地方自治体との連携による社会課題の解決を通じた企業価値の向上に努めてまいります。

③ 優秀な人材の獲得・育成

当社が展開する事業の優位性を維持・向上していくためには継続的に優秀な人材の確保が必要となるとともに、当社の経営理念、ビジネスモデルに適した人材の開発が重要となってまいります。そのため当社は、時代やトレンドの変化に敏感で企業や自治体のニーズを汲み取り、付加価値を生み出すことのできる企画提案力に優れた優秀な人材を惹きつける事業戦略を展開し、新卒・中途採用の積極的展開、既存社員の育成に注力していくとともに、人材が中長期的に活躍できるような事業環境を整えてまいります。

④ 海外事業展開

当社の事業活動は、現状、国内における事業活動が中心であります。当社の継続的な成長にはより多くの市場が存在する海外、特にアジア圏への進出は重要であると考えております。個々のブランド・企業体だけでは難しい海外進出について、TOKYO GIRLS COLLECTIONで培ったノウハウ・ネットワークを活用することにより効率的な展開が可能となると考えております。

当社は今までの国内におけるブランド価値の創造、タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム等の海外進出経験を活かし、経済産業省等の行政機関や支援パートナーとの適時適切な連携を行っていくことにより、更なる事業拡大に努めてまいります。

⑤ 財務基盤の強化

当社の運転資金及び設備投資資金は、主として営業活動により得た資金に加え、必要に応じて金融機関からの借入実施により調達した資金で賄うことを基本方針としております。上記事業上の課題に対する対処及び継続的な設備投資を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、既存事業の営業キャッシュ・フローの改善等に対処する等、財務基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

サービス領域区分	サービス内容
TGCプロデュース領域	TOKYO GIRLS COLLECTION (TGC)、TGC地方開催、その他シティプロモーション等を企画し、TGCのブランド力・プロデュースノウハウを活かし、ヒト・モノ・コト・地域に関する発信を行う事業領域
コンテンツプロデュース・ブランディング領域	TGCで培った企画力・ブランド力を活かし、あらゆるモノ・コトのコンテンツプロデュースやブランディング、TGCブランドとのコラボレーションを行うことによって新たな価値を創造する事業領域
デジタル広告領域	アフィリエイトwalker、girlswalkerの運営等のデジタルプラットフォームの運営や、その他デジタル広告施策を展開する事業領域

(5) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 9,800,000株

(2) 発行済株式の総数 2,756,100株

(注) 1. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は1,700株増加しております。
2. 発行済株式の総数には、自己株式147,940株が含まれております。

(3) 株主数 1,346名

(注) 前期末比93名減少しております。

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
村上 範 義	626千株	24.01%
S B I ホールディングス株式会社	276	10.59
株式会社 S B I 証券	235	9.02
株式会社 マイナビ	184	7.05
株式会社 W	124	4.75
松 井 秀 紀	101	3.87
柴 崎 富 士 男	86	3.33
株式会社 ストームレーベルズ	81	3.13
寺 岡 聖 剛	57	2.22
株式会社 トランザクション	55	2.13

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. 当社は、自己株式を147千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	村 上 範 義	(株)YOAKE entertainment 取締役
取 締 役 C O O	青 木 充	(株)TGC Social lab 取締役
取 締 役 C F O	藤 本 冬 海 (戸籍上の氏名： 本 田 冬 海)	(株)揚羽 社外監査役 (株)デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役
取 締 役 (社 外)	井 上 北 斗	(株)ブロードエンタープライズ 社外取締役 (株)アイ・グリッド・ソリューションズ 社外取締役
常勤監査役 (社外)	木 村 泰 士	
監 査 役 (社 外)	並 木 安 生	共同会計事務所すいらんコンサルティング 代表 並木財務アドバイザー(有) 代表取締役
監 査 役 (社 外)	原 口 侑 子	One Asia法律事務所 弁護士

- (注) 1. 常勤監査役木村泰士氏は、国内外の監査法人勤務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見と、専門的な監査の知識を有するほか、事業会社での幅広い経験を有するものであります。
2. 監査役並木安生氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役原口侑子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び監査役（以下「役員」とする。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為又は法令違反を認識しながら行った行為に起因する場合等については、上記保険契約の補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年12月15日開催の取締役会において、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、担当職務、業績、貢献度合等を総合的に勘案して決定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に対する意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上に対するインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責や業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、役位、担当職務、各期の業績等を踏まえて決定する固定報酬と、ストック・オプションにより構成されるものとします。

b. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(a) 固定報酬（業績に連動しない金銭報酬）

月例の固定報酬及び決算日後に業績に連動しない年次賞与を支給するものとし、株主総会で決議された総額の範囲内で、役位、担当職務、各期の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

(b) スtock・オプション（非金銭報酬等）

当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬としてStock・オプションを付与するものとし、株主総会で決議された総数の範囲内で、役位、担当職務等を考慮しながら、総合的に付与数を決定しております。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

(a) 固定報酬（業績に連動しない金銭報酬）

取締役の報酬は、取締役会決議に基づき代表取締役にその決定を委任します。代表取締役は、株主総会で承認された総額の範囲内で、社外取締役の答申及び監査役会による審議を得た上で決定するものとします。

(b) Stock・オプション（非金銭報酬等）

取締役のStock・オプションは、取締役会決議に基づき代表取締役にその決定を委任します。代表取締役は、株主総会で承認された総数の範囲内で、それぞれの貢献度を測る指標の達成度合いを基本的なベースとして考慮したのち、社外取締役の答申及び監査役会による審議を得た上で決定するものとします。

監査役の報酬等は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役	73,290	73,290	—	—	4名
(う ち 社 外 取 締 役)	(4,790)	(4,790)	(—)	(—)	(1名)
監 査 役	11,880	11,880	—	—	3名
(う ち 社 外 監 査 役)	(11,880)	(11,880)	(—)	(—)	(3名)
合 計	85,170	85,170	—	—	7名
(う ち 社 外 役 員)	(16,670)	(16,670)	(—)	(—)	(4名)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2023年3月3日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役1名）であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2023年3月3日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）であります。
3. 取締役の報酬は、取締役会決議に基づき代表取締役村上範義にその決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役の答申及び監査役会による審議を得た上で決定いたします。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 井 上 北 斗	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回出席いたしました。 外資系証券会社における証券投資銀行部門においてM&A等の豊富な実務経験を有するとともに複数の事業会社において取締役を歴任しており、取締役会ではその豊富な知見を活かして独立的、客観的な立場から経営意思決定全般について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常 勤 監査役 木 村 泰 士	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回、また監査役会に13回中13回出席いたしました。 国内外の監査法人勤務経験により培われた専門的な監査の知識や事業会社での幅広い経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 並 木 安 生	当事業年度に開催された取締役会に17回中16回、また監査役会に13回中12回出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 原 口 侑 子	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回、また監査役会に13回中13回出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。しかしながら、当事業年度の配当につきましては、今後の事業拡大に備えて内部留保の充実を図る観点から無配としており、現時点においては配当の実施の可能性及び実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益力向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,732,098	流 動 負 債	915,332
現 金 及 び 預 金	2,044,876	買 掛 金	102,959
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	357,619	1年内返済予定の長期借入金	112,260
商 品	5,468	未 払 金	39,175
仕 掛 品	43,442	未 払 費 用	9,567
前 渡 金	248,593	未 払 法 人 税 等	87,792
前 払 費 用	20,475	前 受 金	532,455
そ の 他	39,178	預 り 金	4,559
貸 倒 引 当 金	△27,556	賞 与 引 当 金	19,079
固 定 資 産	370,138	そ の 他	7,482
有 形 固 定 資 産	26,680	固 定 負 債	360,610
建 物	19,299	長 期 借 入 金	360,610
減 価 償 却 累 計 額	△8,036		
建 物 (純 額)	11,262	負 債 合 計	1,275,942
工 具、器 具 及 び 備 品	35,209	(純 資 産 の 部)	
減 価 償 却 累 計 額	△19,792	株 主 資 本	1,826,294
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	15,417	資 本 金	247,628
無 形 固 定 資 産	197,772	資 本 剰 余 金	559,814
の れ ん	12,124	資 本 準 備 金	247,628
商 標 権	180,769	そ の 他 資 本 剰 余 金	312,185
ソ フ ト ウ エ ア	4,877	利 益 剰 余 金	1,287,843
投 資 そ の 他 の 資 産	145,685	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,287,843
投 資 有 価 証 券	14,000	繰 越 利 益 剰 余 金	1,287,843
関 係 会 社 株 式	0	自 己 株 式	△268,991
出 資 金	51,781	純 資 産 合 計	1,826,294
長 期 前 払 費 用	2,250	負 債 純 資 産 合 計	3,102,236
繰 延 税 金 資 産	18,872		
そ の 他	58,781		
資 産 合 計	3,102,236		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高		4,375,733
売上原価		2,898,002
売上総利益		1,477,731
販売費及び一般管理費		1,079,054
営業利益		398,676
営業外収益		
受取利息	3,727	
受取賃貸料	9,302	
助成金収入	400	
その他の	1,694	15,124
営業外費用		
支払利息	4,129	
賃貸費用	9,309	
投資事業組合運用損	4,921	
支払保証料	773	
その他の	162	19,296
経常利益		394,505
経常損失		
投資有価証券評価損	26	26
税引前当期純利益		394,478
法人税、住民税及び事業税	150,428	
法人税等調整額	△7,848	142,579
当期純利益		251,899

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2025年 7 月 1 日から)
(2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計 合	
		資 本 金 準 備	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
					繰越利益剰余金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	246,056	246,056	312,185	558,241	1,035,944	1,035,944	△268,919	1,571,322	1,571,322
当 期 変 動 額									
新 株 予 約 権 の 行 使	1,572	1,572		1,572				3,145	3,145
当 期 純 利 益					251,899	251,899		251,899	251,899
自 己 株 式 の 取 得							△72	△72	△72
当 期 変 動 額 合 計	1,572	1,572	－	1,572	251,899	251,899	△72	254,971	254,971
当 期 末 残 高	247,628	247,628	312,185	559,814	1,287,843	1,287,843	△268,991	1,826,294	1,826,294

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月19日

株式会社W T O K Y O

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鷲 谷 佑梨子

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 脇 裕 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社W T O K Y Oの2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月20日

株式会社W TOKYO 監査役会
常勤監査役 木村 泰士 ㊞
(社外監査役)
社外監査役 並木 安生 ㊞
社外監査役 原 口 侑子 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都渋谷区神宮前5丁目31
TRUNK (HOTEL) 3階 SORANIWA



アクセス：明治神宮前駅	7番出口より	徒歩約6分
渋谷駅	B1出口より	徒歩約7分
表参道駅	A1出口より	徒歩約10分